

議会制度改革

1. 区議会をもっと判りやすく、議論が出来る進化し続ける議会に変えましょう

これまでのアンケートの結果をまとめると、区政をある程度評価するが多いのですが、区政の状況について判りやすく区民に説明を行う、議会で議論を行い、世田谷区の方針を決める、条例を制定するなど、実際に実施していないことを議員の役割として求める方が多くなっています。具体的には、予算案はほぼ無修正のまま採択され、区議会の作る条例は全体の5%以下となっています。

つまり、現在の区議会制度のままでは、福祉の充実だの、ムダの削減などと言っても実現の見込みはないということです。それなのに、これまでの区議会は平均月に4時間程度しか、議会改革のために協議の時間を使おうとはしません。区民が区議会改革を望む意思を示すことが必要です。

そこで、議会改革をする為に、まずは超党派の議会報告会を行い、区民にどんな決議をしたのか、何故、賛成し、反対したのかを説明し、区民の質問に答える機会を設けましょう。議員1人でも実施可能ですが、多くの区民が議会報告会をして欲しいと声をあげれば、多くの議員が参加する議会報告会が実現されるでしょう。そして、最低でも年1回、出来れば本会議毎に世田谷区の何箇所かで議会報告会を行えば、区民の声が反映される議会改革が進んでいく切掛けとなるでしょう。その後、議会の情報公開の徹底（一問一答制度の導入、政務調査費の使用目的と成果の公開、委員会の録音を原則自由に）少数意見保護の為に文書質問制度の導入、自由討論制度の導入、総合計画等決定過程へ議会の決議を必要とするようにするべきか等を議論し、権限の内容に応じて、議員定数のあり方について議論した上で、その内容をまとめて、議会基本条例を制定するべきでしょう。

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は重要性を増してきています。一方で、阿久根市や名古屋市での市長と議会の対立で、議会の必要性について、改めて考えられる状況となってきています。

議会の必要性は、一人の首長では気が付かない、様々な観点から議論を重ね、首長の方針に間違いがないかチェックを行い、議員同士で議論を重ねて、首長とは違う提案をする点にあります。このような提案が出来ない議会、チェックが出来ない議会には存在意義はないでしょう。この点、世田谷区議会では、議員提案は5%以下、予算の修正はほとんどなしとなっていますから、このままでは、年間約1000万円の給与と300万円の政務調査費もの経費を使う意味はなく、大至急、改革を進める必要があると言えるでしょう。

2. 具体的な日程

平成23年5月 議会制度研究会の開催日数を増やすことを提案します。また、超党派の議会報告会の開催を提案及び書面による質問制度化を提案します。

平成23年6月 議会報告会に参加する議員、会派を集い、議会報告会の日程、方法について協議します。

平成23年7月 第一回議会報告会を開催します。区民が参加しやすいように、世田谷地区、烏山地区、北沢地区、砧地区、玉川地区で休日、あるいは夜間に開催します。

平成23年8月 第一回議会報告会で得た意見を基に、議会報告会のあり方、議会のあり方について協議します。

平成23年9～12月 議会改革（自由討議導入、議会のあり方、議会日程の増加、議員の定数について等）協議を行い、最終的に議会基本条例案を作成します。議会制度改革で具体的に議論し制定すべき事項（議会で議論していくべきことなので、提案通りになる保証はありませんが、多くの方が望むなら次の改革が可能です）

（1）議会の情報公開の徹底

前述のような議会報告会を行う以外にも、情報公開が叫ばれる中、実は世田谷区議会の中でも公開されていない情報や分かりにくい情報が、まだ多く残されています。例えば、議長、副議長、委員長は、副委員長は、それぞれの役割と報酬を与えられているにも関わらず、会派間の相談によって決められ、なぜ、どのように決定されているのかは、住民に公開されていません（議長の報酬は月額933000円、副議長の報酬は月額791000円、委員長に報酬は月額668000円、副委員長の報酬は月額636000円）。また、世田谷区議会は「一括質疑・一括答弁」方式を用いているため、議員の質疑と執行者の答弁が噛み合わず、見ていて非常に分かりにくい状況となっています。

そこで提案するのが、議会の情報公開の徹底です。後述する自由討議は勿論のこと、住民の意見を反映するという住民自治の原則を考えるならば、議員の意見は原則公開とすべきです。すなわち、議員の議論は、会派間の討議でも原則公開として、非公開とする場合も、議論があったこと、なぜ、非公開にする必要があるのかという理由も議員に提出させる義務を負わせるのです。実際に、神奈川県議会などでは、議長の選挙を公開で行い、議長候補者はマニフェストを出した上で議長選挙に当選し、現在、県議会改革に取り組んでいるという例もあります。ですから、会派間の相談を公開するか、神奈川県のようにオープンな状況での選挙を行うことも十分可能なはずです。

また、分かりにくい議論を分かりやすくするために、一問一答制の議会（平成17年12月現在、一問一答制を導入している市議会は28.5%）も導入し、住民にわかりやすい開かれた議会を提供することが、住民の議会に対する信頼醸成につながると考えます。

(2) 自由討論の整備

現在の世田谷区議会では、議員は区長・執行側の行う区政の事務内容に関して一般質問及び代表質問することがその活動の中心となっていて、議員の立法機能・意思表示機能は区政の執行に問題があると議員が感じた場合等に補完的になされている程度でしか行われていません。従って、議員同士の公式の議論の場は、議会運営委員会（出席は会派の代表が中心で、少数会派は意見を言っても投票権のないオブザーバー参加のみ）や各委員会で行われる場合があるものの、議員全員が集まり意見をまとめるために討議するような場所は公式には設けられていません。あるいは、公式の記録に残らない場面で議員同士の討議や賛成者を得るための活動があるのかもしれませんが、その活動は住民に知られることはありません。そのため、どんな良い改革案を持っていたとしても、少数であるという理由で、反論や説明もなく、政策が黙殺される危険さえあるのが現状です。

そこで、**提案するのが、議員同士が討論する自由討論の場を確保することです。**自由討論の場においては、**個人の意見を自由に発言させる機会を議員に与え、その意見について議員同士で議論をさせるのです。**そうすれば、議員一人でも、議案、動議あるいは条例案の提出を目指して、自由討論の場で、賛成者を求めるために討議することができるようになると考えられます。その結果、多数会派であるとしても、議員個人の意見を黙殺することはできず、それに応えて理論を持って反論する必要が出てくると考えられます。そうすれば、**多くの議論が水面下ではなく、住民の目の前で行われるようになり、議会に対する信頼醸成、議員個人の権限の拡大も可能となります。**また、少数会派の意見であろうと、討議され、検討され、良い政策ならば実現される体制を整えることは、議会自体の立法機能、意思表示機能を強化することにも繋がると考えられます。

なお、この自由討論に関しては、議員同士の討議の場であるのだから、執行者の出席は不要として、予算をかけないことも重要でしょう。それは、自由討論が長引き、予算が余分に掛かってしまっただけで住民の負担となるのだから、自由討論を短くしようという意見を防ぐためにも重要です。平成17年の本会議日数は年間21日（会期は90日）、委員会の開催日数はバラツキがあるが、複数の委員会に属し、開催日数の多い企画総務委員会、議会運営委員会、地方分権・庁舎問題等対策委員会の全てに属していたとしても、69日間にしかならないのであるから、議員にとっては自由討論の場を設けることは決して大きな負担にはならないはずです。従って、自由討論を記録し公表するために工夫は必要だとしても（この場合、議員同士で書記を行っても良いし、あるいは議場中継が自動的にできるシステムを構築しても良い）、執行者の参加なく、じっくりと議員同士が議論できるようになるでしょう。

(3) 議会の権限を拡大する

栗山町では、議場で総合計画の修正案を提出するなど、議決事件の追加とそれに責任を持っています。また決算認定に事務事業評価を重ねるなどを行っています。この他に、三重県などでは6年前から政策（形成）サイクルを作って、新たな提案を行う制度を整備し、議会を通年として、盛

んに議論を行っています。議会が本来の役割を果たす為に、議会の権限を拡大するべきでしょう。

(4) 議員定数の見直し

議員定数及び議員報酬に関し、欧州のように住民の代表という点を強調し兼職のボランティア議員を中心にするか、アメリカの大都市の場合のように少数のシティマネージャーに高額な報酬と権限を行うべきか比較して考えると、有給議員を減らし、土日あるいは夜間だけ参加する無給の議員を創設するという方法が考えられます。ただ、議員が議員の定数や報酬について議論すれば、どうしてもお手盛りとなる危険がありますので、議会や議員権限、報酬の必要性などは区民に説明した上で、幾つかの案を提示して、住民投票で決定するのも一案でしょう。

(5) 議会基本条例の制定

最後に必要となるのが、議会基本条例の制定です。前記の自由討議の整備や情報公開の徹底も含め、世田谷地域住民に対し、議会の役割や議会と住民との関係、議会と区長等との関係を明確にして、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を示す必要があります。この議会基本条例を制定することによって、議会は改革の方向性を認識し、議会に対する住民との共通認識の醸成、住民の参加や発言の機会の保障につながることも期待することができると考えられます。

平成24年1月 第二回議会報告会を開催します。世田谷地区、烏山地区、北沢地区、砧地区、玉川地区で休日、あるいは夜間に開催。議会改革内容を報告して、意見を聞きます。

平成24年3月 議会基本条例を締結します。

この後も、毎年、6月と1月に議会報告会を開催して議会の様子を報告しながら区民の意見を聴取し、より判りやすく、実行力のある議会を目指して、9月～12月の間、議会改革について協議した上で、必要ならば3月に議会基本条例を改正する体制を整えます。